

福島県発注工事 下請110番について

1 概要

- 福島県が発注する建設工事において、「下請代金が不当に減額された」「約束の期日までに支払いを受けられない」など、元請・下請間の法令等に抵触する行為があった場合の通報窓口です。

- 受付対象は
 - ①福島県が発注する建設工事における
 - ②福島県元請・下請関係適正化指導要綱の規定に抵触する行為です。

- 通報は文書にて受け付けます。別紙様式を参考として事実関係を整理の上、下記窓口までお送りください。
 - ※ 事実関係を具体的かつ正確に把握する必要がありますので、匿名でのご連絡や電話でのご連絡、又は事実関係が不明瞭なご相談はお受けできません。ご了承願います。
 - ※ 通報者の了承を得ずに、第三者に通報内容を知らせることはありません。（犯罪があると思料するときは、この限りではありません。）

2 流れ

1 通報受理



2 事実関係の確認



3 関係者に対する指導・助言等



4 元請等に法令違反の疑いがある場合は監督機関に報告

※ 本窓口は民事的な紛争解決のための仲介等を行うためのものではありませんのでご了承ください。

3 受付窓口

福島県総務部入札監理課 電子メール zaimu_nyusatsu@pref.fukushima.lg.jp FAX 024(521)9727
--

までお送りください。（※なお、各工事の発注機関でも受付いたします。）